

令和3年度・令和4年度の  
住民税が共に課税だったが  
令和5年度に住民税非課税となった場合の

償還金の一部免除について

# 償還免除対象の資金

---

令和4年（2022年）3月31日までに

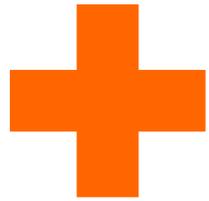
神奈川県社会福祉協議会で貸付申込を受付した

特例貸付のうち、下記の資金が対象

- 緊急小口資金
- 総合支援資金（初回）

# 償還免除申請の要件

借りた本人



借りた人の世帯主

令和**5**年度の  
住民税均等割・所得割が  
どちらも**非課税**である  
(住民税を支払う必要がない)

※貸付を受けた時と世帯状況が変わっていて、現在の世帯主が課税の場合は 借りた本人が非課税であれば償還免除の対象となります。

※令和3年度または令和4年度の住民税が非課税と判明した場合は別途ご連絡ください。

# 免除申請に必要な書類と申請について

本会から届く  
償還免除申請書

借りた本人の  
令和5年度  
非課税証明書

世帯主の  
令和5年度  
非課税証明書  
※借りた本人と世帯主  
が違う場合は提出

世帯全員の  
住民票  
※発行後3か月以内  
※世帯主の続柄記載



返信用封筒に入れて**郵送**してください。

**令和5年(2023年)10月31日(火)まで(当日消印有効)**

# 償還免除となる金額

令和5年度住民税が借りた本人・世帯主共に非課税

令和5年度住民税非課税による償還免除を申請

償還開始から12ヶ月目  
までに返済する金額



【償還免除対象外】  
返済の必要あり

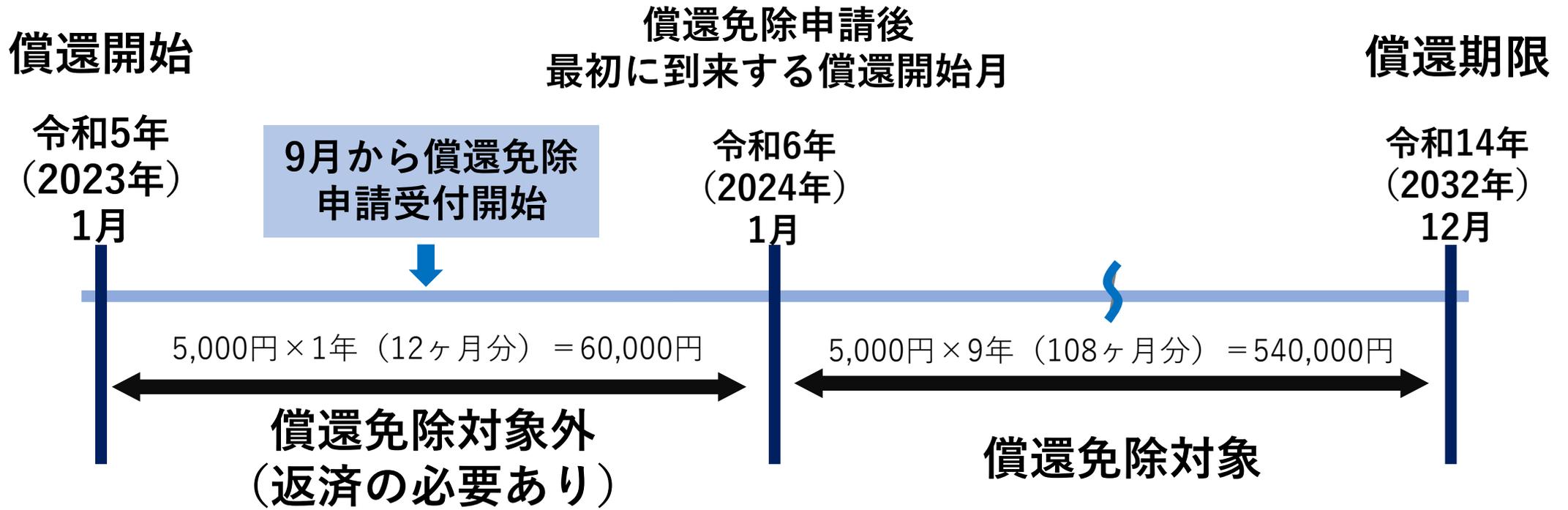
13ヶ月目以降に  
返済する予定の金額



償還免除対象

# 償還免除となる金額の例（ケース①）

総合支援資金（初回貸付）の60万円を令和5年1月から10年で返済する予定の場合



# 償還免除となる金額の例（ケース②）

総合支援資金（初回貸付）の45万円を令和5年4月から5年で返済する予定の場合

